

## 縦覧制度のご案内

自分の資産の評価額が適正か否かを客観的に判断するために、ほかの資産の評価額と比較できる制度です。

### 縦覧できる内容

土地縦覧帳簿と家屋縦覧帳簿に記載される項目はそれぞれ次のとおりです。

なお、縦覧帳簿は、納税者が他の土地や家屋の価格との比較を通じて自分の土地や家屋の評価額が適正か否かを客観的に判断できるようにするという縦覧の趣旨に基づき作成しているため、所有者の氏名、住所、税額等については記載していません。

土地縦覧帳簿	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 所在</li><li>■ 地番</li><li>■ 地目</li><li>■ 地積</li><li>■ 価格（評価額）</li></ul>
家屋縦覧帳簿	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 所在</li><li>■ 地番</li><li>■ 種類</li><li>■ 構造</li><li>■ 床面積</li><li>■ 価格（評価額）</li></ul>

### 縦覧できる人

固定資産税の納税者本人または本人の委任を受けた代理人に限り縦覧できます。納税管理人、共有者は本人と同様に縦覧できます。

土地の納税者は土地縦覧帳簿を、家屋の納税者は家屋縦覧帳簿を縦覧することができます。

### 縦覧期間・場所

4月1日から最初の納期限の日まで（ただし、土・日・祝日及び村役場の閉庁日を除く）

縦覧場所は役場 村民生活課（2階）です。

☆縦覧を希望される際には、認印（法人は併せて代表者印）、運転免許証等の本人確認ができる書類をお持ちください。代理人の場合は、納税者直筆の委任状、代理人の認印、代理人の運転免許証等の本人確認ができる書類が必要です。

宜野座村役場 村民生活課

T E L : 098-968-8535